

JAS
0310

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

風味調味料

Flavored seasoning

1975 年 3 月 25 日 制定

2024 年 11 月 15 日 改正

農林水産省

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 品質	1
5 試験方法	3
5.1 一般	3
5.2 糖分	3
5.3 食塩分	4
5.4 全窒素分	5

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS 0310 : 2019**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

風味調味料

Flavored seasoning

1 適用範囲

この規格は、風味調味料の品質について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格

JIS K 0124 高速液体クロマトグラフィー通則

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS K 8102 エタノール（95）（試薬）

JIS P 3801 ろ紙（化学分析用）

JIS R 3505 ガラス製体積計

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

風味原料

節類（かつおぶし等）、煮干魚類、こんぶ、貝柱、乾しいたけ等の粉末又は抽出濃縮物

3.2

風味調味料

調味料（アミノ酸等）及び風味原料に砂糖類、食塩等（香辛料を除く。）を加え、乾燥し、粉末状、か粒状等にしたものであって、調理の際風味原料の香り及び味を付与するもの

4 品質

風味調味料の品質は、表1の品質基準に適合していなければならない。

表 1—風味調味料の品質基準

区分	基準
性状	次による。 a) 香味及び色沢が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。 b) 粉末状又は粒状のものにあつては吸湿による塊等がなく粒子が分離しているものであり、その他の形状のものにあつてはくずれ等がなく、本来の形状を保持していること。
糖分及び食塩分	糖分は、5.2 によって試験したとき、40 %以下、食塩分は、5.3 によって試験したとき、35 %以下であり、かつ、糖分及び食塩分の合計量は、65 %以下であること。
全窒素分	5.4 によって試験したとき、次による。 a) 風味原料としてかつおぶしの粉末及び抽出濃縮物並びにかつおの抽出濃縮物を使用したものにあっては、2.7 %以上であること。 b) 風味原料として煮干いわし、煮干とびうおの粉末及び抽出濃縮物を使用したものにあっては、2.5 %以上であること。
でん粉及びデキストリンの配合量	原料として使用したでん粉及びデキストリンの重量の原材料及び添加物に対する割合として2 %以下であること。
風味原料の配合率	次の式によって求めた風味原料の粉末及び抽出濃縮物の配合率は、8.3 %以上であること。 $R = \frac{W_1 \times C_1 + W_2 \times C_2}{S} \times 100$ ここで、 R : 風味原料の配合率 (%) W₁ : 使用する粉末の風味原料の重量 (g) W₂ : 使用する抽出濃縮物の風味原料の重量 (g) C₁ : 使用する粉末の風味原料の固乾物含有率 (%) C₂ : 使用する抽出濃縮物の風味原料の固乾物含有率 (%) S : 製品の内容量 (g)
原材料	次のものの以外のもを使用していないこと。 a) 風味原料 かつおぶし、そうだかつおぶし、さばぶし、あじぶし及びいわしぶしの粉末又は抽出濃縮物、かつお、そうだかつお及びさばの抽出濃縮物並びに煮干いわし、煮干とびうお、こんぶ、貝柱及び乾しいたけの粉末又は抽出濃縮物 b) 砂糖類 砂糖、ぶどう糖、果糖、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖、高果糖液糖、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖、砂糖混合高果糖液糖及び乳糖 c) 食塩 d) たん白加水分解物及び酵母エキス e) でん粉及びデキストリン
添加物	次による。 a) CODEX STAN 192 3.2 の規定に適合するものであつて、かつ、その使用条件は同規格 3.3 の規定に適合していること。 b) 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 c) a) の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあっては、この限りでない。 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法 2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法 4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法
内容量	表示重量に適合していること。

5 試験方法

5.1 一般

試験に使用する試薬及び器具は、次による。

- a) 水 JIS K 0557 に規定する A2 又は同等以上のもの
- b) 試薬 日本産業規格の特級等の規格に適合するもの
- c) エタノール (95) JIS K 8102 に規定する 1 級又は同等以上のもの
- d) アセトニトリル 高速液体クロマトグラフ用のもの
- e) 分解促進剤 硫酸カリウム 9 g と硫酸銅 (Ⅱ) 五水和物 1 g を混合したもの
- f) 1 %～4 %ほう酸溶液 ほう酸を水で加温溶解し、1 000 mL 中に 10 g～40 g のほう酸を含むように調製したもの
- g) ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬 95 %エタノール 200 mL 中にブロモクレゾールグリーン 0.15 g 及びメチルレッド 0.10 g を含むように調製したもの
- h) メチルレッド・メチレンブルー混合指示薬 95 %エタノール 200 mL 中にメチルレッド 0.1 g 及びメチレンブルー 0.1 g を含むように調製したもの
- i) エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) 純度 99 %以上で窒素率が記載されたもの
- j) アスパラギン酸 純度 99 %以上で窒素率が記載されたもの
- k) ガラス製体積計 JIS R 3505 に規定するクラス A 又は同等以上のもの [5.3.1 及び 5.4.2 a) に限る。]
- l) ろ紙 JIS P 3801 に規定する定量分析用に該当するもの
- m) 固相抽出ミニカラム 約 3 mL 容の有機溶媒に耐性の材質のカラム管にジビニルベンゼンと N-ビニルピロリドンの共重合体 60 mg を充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するもの (使用の際は、あらかじめメタノール 2 mL、水 2 mL を順次通過させ、残っている水を排出しておく。)
- n) ろ過膜 孔径が 0.45 μm 又はそれより小さいもので有機溶媒に耐性の材質のもの
- o) 高速液体クロマトグラフ 脱気装置、カラム恒温槽及び示差屈折率検出器が備えられているもの
- p) 加熱ブロック分解装置 分解チューブに沸石 2～3 個と水 50 mL を入れ、あらかじめ 400 $^{\circ}\text{C}$ ～420 $^{\circ}\text{C}$ のうち 5.4.2 a) 1.2) で使用する温度に設定した加熱ブロックにチューブを設置したとき、2 分 30 秒以内に沸騰する能力を有するものであって、排気マニホールド付きのもの
- q) 自動蒸留装置 ケルダール法の水蒸気蒸留を自動で迅速に行う装置 (自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置を含む。)
- r) 燃焼法全窒素測定装置 次の能力を有するもの
 - 1) 酸素 (純度 99.9 %以上のもの) 中で試料を熱分解するため、最低 870 $^{\circ}\text{C}$ 以上の操作温度を保持できる燃焼炉を持つこと。
 - 2) 熱伝導度検出器による窒素 (N_2) の測定のために、遊離した窒素 (N_2) を他の燃焼生成物から分離できる構造を有すること。
 - 3) 窒素酸化物 (NO_x) を窒素 (N_2) に変換する機構を有すること。
 - 4) ニコチン酸 (純度 99 %以上のもの) を用いて 10 回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値 $\pm 0.15 \%$ であり、相対標準偏差が 1.3 %以下であること。
 - 5) 塩分濃度の高い (35 %程度) 試料を測定可能なよう、塩分に対する対策をとっていること。

5.2 糖分

5.2.1 一般

糖分の測定は、高速液体クロマトグラフを使用する。

5.2.2 混合標準溶液の調製

混合標準溶液の調製は、次による。

- a) あらかじめ減圧乾燥器を用いて 60 °C、2.7 kPa 以下で 3 時間乾燥させた果糖、ぶどう糖及びびしょ糖をそれぞれ約 1 g ずつ並びに乳糖一水和物約 1.1 g を正確にはかりとったものを 50 %エタノールで 100 mL 全量フラスコで定容とし、10 mg/mL 混合標準溶液とする。
- b) a)を 50 %エタノールで正確に希釈し、0.2 mg/mL、1.0 mg/mL、2.0 mg/mL、4.0 mg/mL 及び 6.0 mg/mL 希釈混合標準溶液とする。
- c) はかりとった正確な質量を用いて検量線の各濃度を正確に算出する。

5.2.3 試験溶液の調製

試験溶液の調製は、次による。

- a) 試料約 5 g を正確にはかりとり、水で 50 mL 全量フラスコで定容とし、よく振り混ぜる。ろ紙でろ過する。
- b) 固相抽出ミニカラムにろ液 2.5 mL を通過させた後、残っているろ液を排出する。次に水 2.5 mL を通過させた後、残っている水を排出する。ミニカラム通過液は全量を 25 mL 全量フラスコに受け、エタノールで定容とし、よく振り混ぜる。
- c) ろ過膜でろ過して試験溶液とする。

5.2.4 高速液体クロマトグラフの条件

高速液体クロマトグラフの条件は、次による。

- a) **分析カラム** 内径 4.6 mm、長さ 250 mm のステンレス管にポリビニルアルコールゲル若しくはシリカゲルにポリアミンを化学結合したものを充填したもの又はこれと同等の分離能力を有するもの。また、試験を行う測定条件において、希釈混合標準溶液を測定したときに **JIS K 0124** に規定する分離度が各糖ともに 1.5 以上であること、かつ、試験溶液を測定したときに定量を妨害するピークがないことを確認したもの
- b) **保護カラム** 使用する場合には、分析カラムと同じ充填剤を充填したもの
- c) **カラム温度** 30 °C 付近の一定温度
- d) **移動相** 60 %～80 %のアセトニトリルで混合比が一定のもの
- e) **流速** 0.5 mL/min～1.5 mL/min の一定流速 [d)及びe)を微調整して乳糖標準品の保持時間が 10 分～20 分程度となるようにする。]

5.2.5 計算

糖分は、次によって求める。

- a) 希釈混合標準溶液 20 µL を高速液体クロマトグラフに注入し、各糖のピーク面積をデータ処理装置を用いて自動積分法で測定し、濃度とピーク面積について検量線を求める（検量線には原点を含めない。）。
- b) 試験溶液 20 µL を高速液体クロマトグラフに注入し、各糖のピーク面積をデータ処理装置を用いて自動積分法で測定し、検量線によって各糖の濃度を求める。各糖含有量は、次の式によって求める。

$$C = \frac{A \times 25 \times 20}{W}$$

ここで、

C： 各糖含有量 (mg/g)

A： 検量線から求めた試験溶液中の各糖の濃度 (mg/mL)

W： 試料質量 (g)

- c) 各糖含有量を合計して全糖含有量を求め、その試料全量に対する百分率を糖分とする。

5.3 食塩分

5.3.1 測定

食塩分の測定は、次による。

- a) **試験溶液の調製** 試料約 5 g を正確にひょう量皿にはかりとり、500 mL 全量フラスコに水で定容とする。ろ紙でろ過し、試験溶液とする。
- b) **滴定** 滴定は、次のいずれかによる。
- 1) **自動滴定（電位差滴定装置を用いた方法）** 試験溶液 10 mL を全量ピペットで 100 mL ビーカーに取り、希硝酸（硝酸 10 mL を水で希釈して 1 L としたもの）50 mL を加え、さらに 1 %ポリオキシエチレン（20）ソルビタンモノラウレート（ポリソルベート 20）溶液 1 mL を全量ピペットを用いて加えて電位差滴定装置に装着し、振り混ぜながら 0.1 mol/L 硝酸銀標準溶液で滴定する。装置の操作に従い終点を検出する。試験溶液に替えて水 10 mL を用いて同様に操作し空試験を行う。空試験において、終点が検出されない場合には、その滴定値は 0 mL とする。
 - 2) **手動滴定（比色による目視）** 試験溶液 10 mL を全量ピペットで 200 mL 三角フラスコに取り、水 50 mL を加え、2 %クロム酸カリウム溶液 1 mL を指示薬として加えて、25 mL 容褐色ビュレットを用い 0.05 mol/L 硝酸銀標準溶液で滴定する。試験溶液が微橙色を呈する点を終点とする。試験溶液に替えて水 10 mL を用いて同様に操作し空試験を行う。

5.3.2 計算

食塩分は、次の式によって求める。

a) 自動滴定

$$D = \frac{0.005\,844 \times (T - B) \times F}{W} \times 50 \times 100$$

ここで、
 D : 食塩分 (%)
 T : 本試験における 0.1 mol/L 硝酸銀標準溶液の滴定値 (mL)
 B : 空試験における 0.1 mol/L 硝酸銀標準溶液の滴定値 (mL)
 F : 0.1 mol/L 硝酸銀標準溶液のファクター
 W : 試料質量 (g)
 0.005 844 : 0.1 mol/L 硝酸銀標準溶液 1 mL に相当する食塩の質量 (g)

b) 手動滴定

$$D = \frac{0.002\,922 \times (T - B) \times F}{W} \times 50 \times 100$$

ここで、
 D : 食塩分 (%)
 T : 本試験における 0.05 mol/L 硝酸銀標準溶液の滴定値 (mL)
 B : 空試験における 0.05 mol/L 硝酸銀標準溶液の滴定値 (mL)
 F : 0.05 mol/L 硝酸銀標準溶液のファクター
 W : 試料質量 (g)
 0.002 922 : 0.05 mol/L 硝酸銀標準溶液 1 mL に相当する食塩の質量 (g)

5.4 全窒素分

5.4.1 試料の調製

か粒状のものにあつてはそのまま試料とし、粉末状等のものにあつては粉碎器等で水分の変化が起こらないよう粉碎混合し、均質化したものを試料とする。

5.4.2 測定

測定は、次のいずれかによる。

a) ケルダール法

1) 分解

- 1.1) 試料約 0.5 g を 0.1 mg の桁まで正確に葉包紙にはかりとり、250 mL～300 mL 容ケルダール分解チューブに葉

包紙ごと入れ、分解促進剤 10g 及び硫酸 15mL を加え、あらかじめ保温しておいた加熱ブロック分解装置に設置する。

- 1.2) 最初は 200℃で加熱し、30 分～40 分経過して泡立ちが収まったら 400℃～420℃にする。分解液が青色透明になっているのを確認した後、約 60 分間そのまま加熱する。
- 1.3) 加熱終了後室温まで放冷し、分解液に水 20mL を加え、振り混ぜる。なお、分解終了後に加える水の量が 20 mL 以上 50 mL 以下の場合にあつては 5.4.2 a) 2) の蒸留の際に分解液に加える水の量を調整して合計量を 50 mL とするものとし、加える水の量が 50 mL を超える場合にあつてはあらかじめ硫酸アンモニウム等を用いて蒸留操作を行い、アンモニアが十分に回収される蒸留時間を確認する。
- 1.4) 空試験として、薬包紙のみを分解チューブに入れ、1.1)～1.3) の操作を同様に行う。
- 2) 蒸留 自動蒸留装置の操作方法に従って蒸留する。5.4.2 a) 3.1) のビュレットを用いる滴定を行う場合は、0.3 g 以上のほう酸を含む量の 1 %～4 % ほう酸溶液及びブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬 2～3 滴を捕集液として加えた 300 mL 容三角フラスコを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液に水 30 mL 及び 24 g 以上の水酸化ナトリウムを含む量の 25 %～45 % 水酸化ナトリウム溶液を加えてアルカリ性とし、蒸留する。蒸留時に用いる水酸化ナトリウム溶液は、蒸留終了時にアルカリ性になることが確認可能であれば規定量以下としてよいが、この場合であっても試料分解液及び空試験試料分解液において同量の水酸化ナトリウム溶液を加える。留液が 150 mL 以上得られるまで蒸留を行う。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。5.4.2 a) 3.2) の自動滴定装置を用いる滴定を行う場合は、捕集液として 0.3 g 以上のほう酸を含む量の 1 %～4 % ほう酸溶液に、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬若しくはメチルレッド・メチレンブルー混合指示薬を加えた溶液又は指示薬を加えない溶液（指示薬を使用しない自動滴定装置を用いる場合に限る。）を用いる。混合指示薬の調製方法が異なる場合は、あらかじめ硫酸アンモニウム等を用いて蒸留から滴定までの操作を行い、アンモニアが十分に回収されることを確認する。空試験で得られた分解液についても、同様に蒸留する。
- 3) 滴定 滴定は、次のいずれかによる。
 - 3.1) 手動滴定 留液を 0.05 mol/L 硫酸で 25 mL 又は 50 mL 容ビュレットを用いて滴定する。留液が緑色から汚無色を経て微灰赤色を呈したところを終点とする。滴定値は 0.01 mL まで記録する。空試験で得られた留液についても、同様に滴定する。
 - 3.2) 自動滴定 自動滴定装置（滴定の終点の判定を自動で行う装置で、20 mL 以上のビュレット容量を有するもの）の操作方法に従い、留液を 0.05 mol/L 又は 0.1 mol/L の硫酸で滴定する。空試験で得られた留液についても、同様に滴定する。
- 4) 計算 全窒素分は、次の式によって求める。なお、空試験の滴定において、1 滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、空試験の滴定値を 0 mL とする。

$$N = \frac{(T-B) \times F \times M \times A \times 2}{1\,000 \times W} \times 100$$

ここで、
 N: 全窒素分 (%)
 T: 試料溶液の滴定に要した滴定液の体積 (mL)
 B: 空試験の滴定に要した滴定液の体積 (mL)
 F: 滴定に用いた硫酸のファクター
 M: 窒素の原子量 14.007
 A: 滴定に用いた硫酸の濃度 (mol/L)
 W: 試料質量 (g)

b) 燃焼法

- 1) 測定 測定は、次による。
 - 1.1) 燃焼法全窒素測定装置の操作方法に従って検量線作成用標準品 [エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)、アスパラギン酸又は他の同純度の標準品 (ニコチン酸を除く。)] を用いる。] を 0.1 mg 以下の桁まで正確にはかりとり、装置に適した方法で測定し、検量線を作成する。
 - 1.2) 試料約 100 mg～500 mg を 0.1 mg の桁まで正確にはかりとり、装置に適した方法で測定する。
- 2) 計算 1.2) で測定した結果について 1.1) で作成した検量線を用いて全窒素分 (%) を求める。

制定等の履歴

制	定	昭和50年3月25日農林省告示第310号
改	正	昭和51年6月25日農林省告示第609号
改	正	昭和54年1月25日農林水産省告示第70号
改	正	昭和55年2月25日農林水産省告示第208号
改	正	昭和63年12月9日農林水産省告示第1973号
改	正	平成2年9月29日農林水産省告示第1225号
改	正	平成6年3月1日農林水産省告示第435号
改	正	平成6年12月26日農林水産省告示第1741号
改	正	平成8年4月4日農林水産省告示第424号
改	正	平成8年10月15日農林水産省告示第1606号
改	正	平成9年9月3日農林水産省告示第1381号
改	正	平成13年10月2日農林水産省告示第1341号
改	正	平成19年11月27日農林水産省告示第1487号
改	正	平成20年8月29日農林水産省告示第1363号
改	正	平成25年4月1日農林水産省告示第805号
改	正	平成25年12月24日農林水産省告示第3120号
改	正	平成27年5月28日農林水産省告示第1387号
改	正	平成30年3月29日農林水産省告示第683号
確	認	平成30年12月7日農林水産省告示第2659号
改	正	令和元年6月27日農林水産省告示第475号
改	正	令和元年10月18日農林水産省告示第1195号
最終改	正	令和6年11月15日農林水産省告示第2097号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和6年11月15日農林水産省告示第2097号
令和6年12月15日から施行する。